

●税額が変更となった場合の特別徴収納入書の再送付スケジュール●

5月中旬の当初通知では、6月分（7月10日納期限）～翌年5月分（翌年6月10日納期限）の納入書と、納入額が記載されていない予備納入書3枚を同封しています。

上記の他、5月中旬の当初通知後に特別徴収事業所になった場合（事業所様からの給与支払報告書や従業員様の申告等の受付が当初通知の準備に間に合わなかった場合等）は、令和8年5月25日以降の発送となり、予備納入書は同封されていません。

下表は、事業所様からの異動届や特別徴収依頼届出書等により特別徴収納入額が変更となった場合の納入書の再発送に関するスケジュールになります。

※ 届出書等のご提出日と、本市の受付日にはタイムラグがあることをご承知おきください。

再送付する納入書は、納入額が変更とならなかった月分の納入書も同封されています。再発送した月分以降の納入書と、既にお送りしていた納入書が重複しないよう、差し替えをお願いします。

※ 当初通知に同封されていた予備納入書は破棄せず、保管をお願いします。

届出書等のご提出が下表の受付日のスケジュールに間に合わない場合で、再送付対象外の特別徴収納入書が必要な場合は、その旨をご連絡ください。再送付対象外の納入書を個別に送付します。

届出書等の受付日 自 ～ 至	発送日	納入書再発送		届出書等の受付日 自 ～ 至	発送日	納入書再発送	
		対象月	納期限			対象月	納期限
当初通知	R8.5月中旬			10/1 ～ 10/15	R8.10.23（金）	10月分～	11/10
～ 5/15	R8.5.25（月）	6月分～	7/10	10/16 ～ 10/31	R8.11.10（火）	11月分～	12/10
5/16 ～ 5/31	R8.6.8（月）	6月分～	7/10	11/1 ～ 11/15	R8.11.24（火）	11月分～	12/10
6/1 ～ 6/15	R8.6.23（火）	6月分～	7/10	11/16 ～ 11/30	R8.12.8（火）	12月分～	1/12
6/16 ～ 6/30	R8.7.8（水）	7月分～	8/10	12/1 ～ 12/15	R8.12.23（水）	12月分～	1/12
7/1 ～ 7/15	R8.7.24（金）	7月分～	8/10	12/16 ～ 12/31	R9.1.12（火）	1月分～	2/10
7/16 ～ 7/31	R8.8.10（月）	8月分～	9/10	1/1 ～ 1/15	R9.1.25（月）	1月分～	2/10
8/1 ～ 8/15	R8.8.24（月）	8月分～	9/10	1/16 ～ 1/31	R9.2.8（月）	2月分～	3/10
8/16 ～ 8/31	R8.9.8（火）	9月分～	10/13	2/1 ～ 2/15	R9.2.24（水）	2月分～	3/10
9/1 ～ 9/15	R8.9.28（月）	9月分～	10/13	2/16 ～ 2/28	R9.3.8（月）	3月分～	4/12
9/16 ～ 9/30	R8.10.8（木）	10月分～	11/10	3月以降はシステムの年度切替のため、発送が遅れることがあります。			